

使える！公的支援メニューのご紹介

大学発ベンチャーにとって、「最先端の技術シーズを活用した新製品開発」や「起業初期段階の資金調達」などの課題克服が成長のポイントです。この解決を強力に後押しする、最新の「使える！公的支援メニュー」を2つご紹介します。

1 地域イノベーション創出研究開発事業（平成20年度新設）

産学官の研究開発資源の最適な組み合わせからなる研究体を組織し、最先端の技術シーズをもとに新製品開発を目指す実用化技術の研究開発を通して、地域の新産業・新事業の創出に貢献しうるプロジェクトに対して、経済産業局が研究委託。

研究体の構成 以下①～④により構成。

- ① 管理法人
- ② 総括事業代表者（プロジェクトマネージャー）
- ③ 研究実施者（再委託先）
- ④ アドバイザー（任意）

※本研究体には複数の民間企業の参画が原則。
ただし、中小企業参画の場合、民間企業は1社で可。

※①～③は必須、かついずれかに次のA&Bの参画が必要。

- A. 「技術シーズ・知見を有する者」
- B. 試験研究機関等（大学、高専、公設試、独立行政法人等）

研究体の構成

	一般枠		農商工連携枠 ^{※1}
研究開発期間	1年以内（平成21年3月まで）	2年以内（平成22年3月まで）	2年以内（平成22年3月まで）
研究開発者	1億円以内／件 ^{※2}	初年度目1億円以内／件 ^{※2} 2年度目5千万円以内／件	初年度目1億円以内／件 ^{※2} 2年度目5千万円以内／件
農商工連携枠に提案する際の追加要件			以下の1・2をともに満たすもの 1. 農林水産業に関連する研究機関又は民間企業等を含む研究体であること。 2. 製造業・サービス業等と、農林水産業の有する技術力やノウハウ等を連携させる研究課題を行う研究体であること。
公募時期	平成20年4月1日（火）～平成20年4月22日（火）		

※1「農商工連携枠」への提案案件については、「一般枠」への提案もあつたものとして取り扱います。

※2上限額は1億円ですが、多様な規模（金額）のプロジェクトの採択を予定していますので、研究内容に応じた金額をご提案ください。

委託対象経費

「プラント・機械装置等開発費」「労務費（人件費等）」「その他の経費（消耗品費等）」「間接経費」「一般管理費」

（詳細：北海道経済産業局 産業技術課）http://www.hkd.meti.go.jp/hokig/h20teian_koubo

2 エンジェル税制の抜本的拡充（平成20年度税制改正）

中小・ベンチャー企業の起業初期段階の資金調達を支援するエンジェル（個人）投資家。この投資を促す「エンジェル税制」を抜本的に拡充。起業初期のベンチャー企業の資金調達を強力にバックアップ。

主な改正内容

- 現行：設立10年未満の未上場ベンチャー企業への投資額を、他の株式売却益から控除するなどの仕組み。
- 拡充：現行制度に加え、「設立3年未満のベンチャー企業（全事業年度の営業キャッシュフローが赤字の企業に限る）に投資した場合、投資額を総所得額から年1,000万円を限度に、所得控除できる仕組み」を導入。

平成20年度～（所得控除制度：次のBを新たに導入）（投資家が次のAとBの優遇措置のいずれかを選択）

- A**
- (1) 投資時点
投資額をその年の他の株式譲渡益から控除
※控除対象となる投資額の上限なし
 - (2) 売却時点（現行制度の「利益が出た時、株式譲渡益を1/2に圧縮して課税」は廃止）^{（※3）}
損失が出た時：損失を翌年以降3年間の繰越控除

※3. 株式譲渡益から控除した投資額分だけ取得価額を引き下げて計算。

- B**
- (1) 投資時点
（出資額－5千円）をその年の総所得金額等から控除
※上限は、総所得金額×40%と1,000万円のいずれか低い方。
 - (2) 売却時点（現行制度の「利益が出た時、株式譲渡益を1/2に圧縮して課税」は廃止）^{（※4）}
損失が出た時：損失を翌年以降3年間の繰越控除

※4. 総所得金額から控除した金額分だけ取得価額を引き下げて計算。

（詳細：北海道経済産業局 新規事業課）http://www.hkd.meti.go.jp/hokid/angel_kakuju